

第2期京都市再犯防止推進計画 (最終案)

令和8年3月

第2期京都市再犯防止推進計画の
策定に当たって



京 都 市 長
松 井 孝 治

市長あいさつ文

.....
.....。
.....
.....
.....。
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....。

令和8年3月

目次

第1章	計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○
1	計画の趣旨・目的について・・・	
2	計画期間・・・・・・・・	
3	計画の位置付け・・・	
第2章	本市における再犯を取り巻く状況	
1	再犯者数及び再犯者率	
2	再犯者の現状	
3	再犯者を取り巻く現状	
4	実態調査の実施	
第3章	本市が目指すまちの姿	
1	目指すまちの姿	
2	成果指標と目標値	
第4章	施策の展開	
1	施策の体系	
2	重点推進施策	
3	具体的な施策	
柱1	住居・就労の確保等による社会の居場所づくりの更なる推進	
柱2	重層的支援体制の構築による保健医療・福祉サービスへのつなぎや寄り添い支援の実施	
柱3	非行の未然防止、犯罪等をした少年やその家族への支援の実施	
柱4	犯罪等をした人の年齢や特性に応じた取組の推進	
柱5	民間協力者相互の連携、支援者活動を充実・強化するための環境整備	
柱6	広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進	
第5章	推進体制	
参考資料		
資料1	京都市再犯防止推進会議	
資料2	犯罪者処遇の概要	
資料3	非行少年処遇の概要	
リンク	再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画（国計画）の概要、用語解説	

第1章 計画について

1 計画の趣旨・目的

平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が施行され、再犯防止等に関する施策を実施する地方公共団体の責務が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されたことを受けて、本市では、令和3年3月に京都市再犯防止推進計画（計画期間：令和3年4月～令和8年3月）（以下「**第1期計画**」という。）を策定しました。

その後、同計画の下、関係機関や民間協力団体等との連携体制を構築し、切れ目のない支援や機運の醸成等に取り組んでまいりました。しかし、犯罪や非行をした人（以下「**犯罪等をした人**」という。）が多様化する地域社会において孤立することなく、再び社会の一員となるには、地域ぐるみの取組が必要不可欠です。

令和6年11月に実施した再犯防止に関するアンケート調査では、住居・就労の確保による居場所づくり、ネットワーク体制の構築、再犯防止・更生支援に関する市民・事業者・関係機関への啓発等の取組の更なる充実が求められており、**第1期計画**に掲げる施策をより一層推進していく必要があります。

再犯防止の推進は、新たな犯罪被害者を生み出さない取組であるとともに、罪を償い社会の一員として社会復帰を促進する取組でもあります。犯罪等をした人が社会復帰後、地域社会の一員としての役割を担い、支え合いの中で生きがいを持って自分らしくあり続けられることは、本市の総合計画である「京都基本構想」に掲げる「自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち」の実現にも資するものです。

こうしたことから、本市では、「**第2期京都市再犯防止推進計画**」（以下「**本計画**」という。）を策定し、犯罪等をした人やそれを支援する人等、全ての市民の皆様と共に、再犯防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進してまいります。

2 計画期間

計画期間は5年（令和8年度（2026年）～令和12年度（2030年））とします。ただし、期間中に再犯を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置付け

(1) 総合計画との関係

本計画は、本市の総合計画である「京都基本構想」に基づく分野別計画として策定します。

(2) 他の行政計画との関係

本計画は、再犯防止の推進に関する本市の基本的な方針や各行政分野における施策を取りまとめるものであり、本計画を基に関係部局が再犯防止の視点を持ち、各分野別計画に基づく具体的な取組を進めていきます。

(3) 再犯防止推進法との関係

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

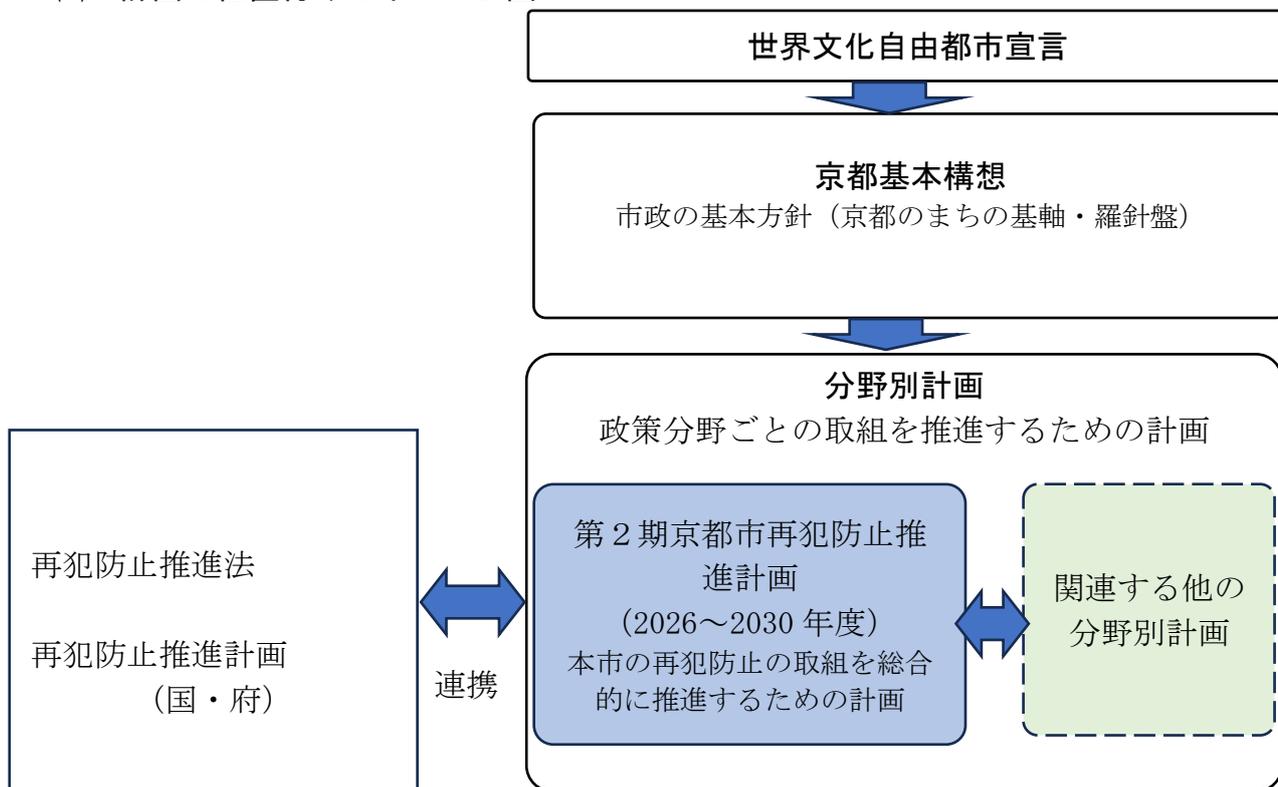
再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) 計画の位置付けのイメージ図



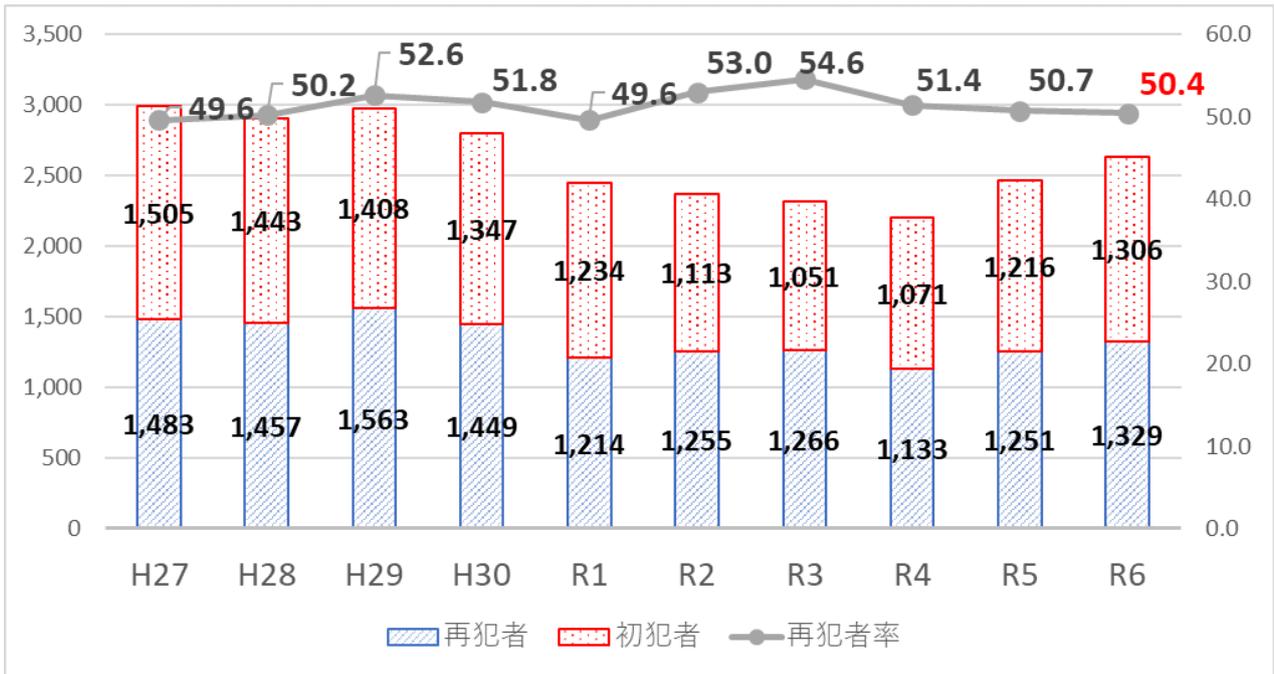
第2章 本市における再犯を取り巻く状況

1 再犯者数及び再犯者率

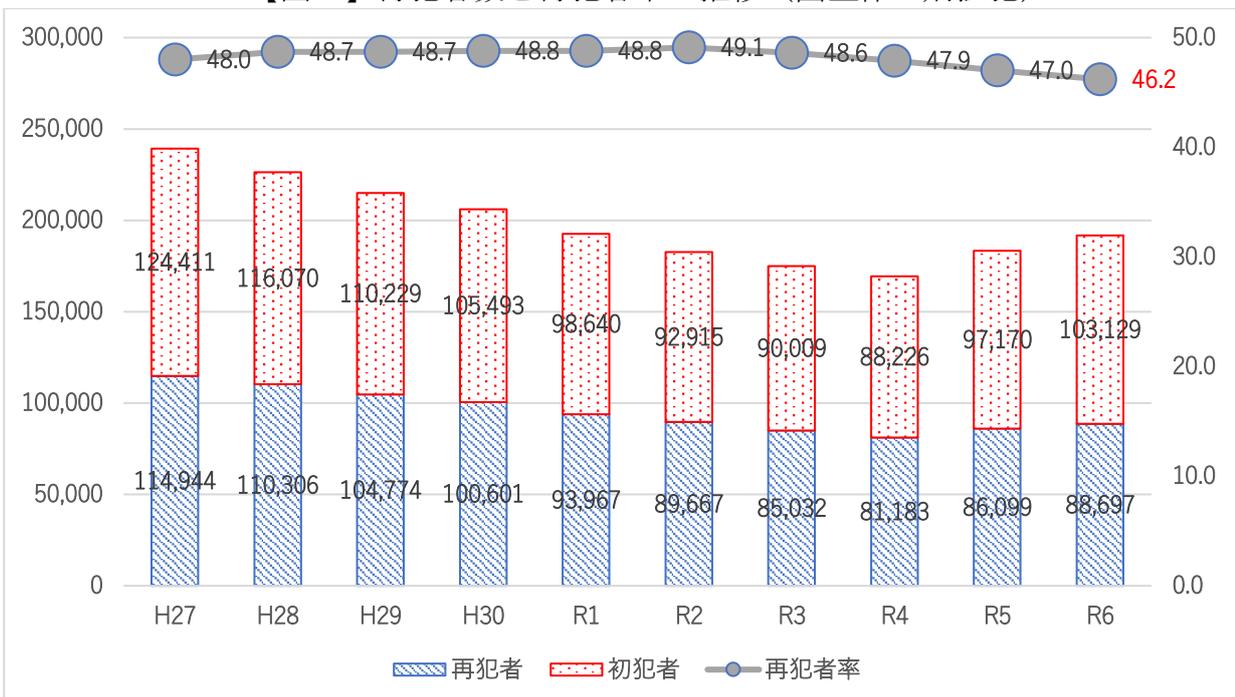
本市における刑法犯の検挙者数（市内警察署で検挙された者）は、この10年間（平成27年～令和6年）で、初犯者数、再犯者数ともに減少しているものの、再犯者率（検挙者に占める再犯者の割合）は10年前に比べて50%前後で横ばいの状況（49.6%⇒50.4% 0.8ポイント増）にあります。【図1】

本市の再犯者率は、国全体よりも高い傾向にあります。【図2】

【図1】再犯者数と再犯者率の推移（本市域（市内警察署検挙分）の刑法犯）

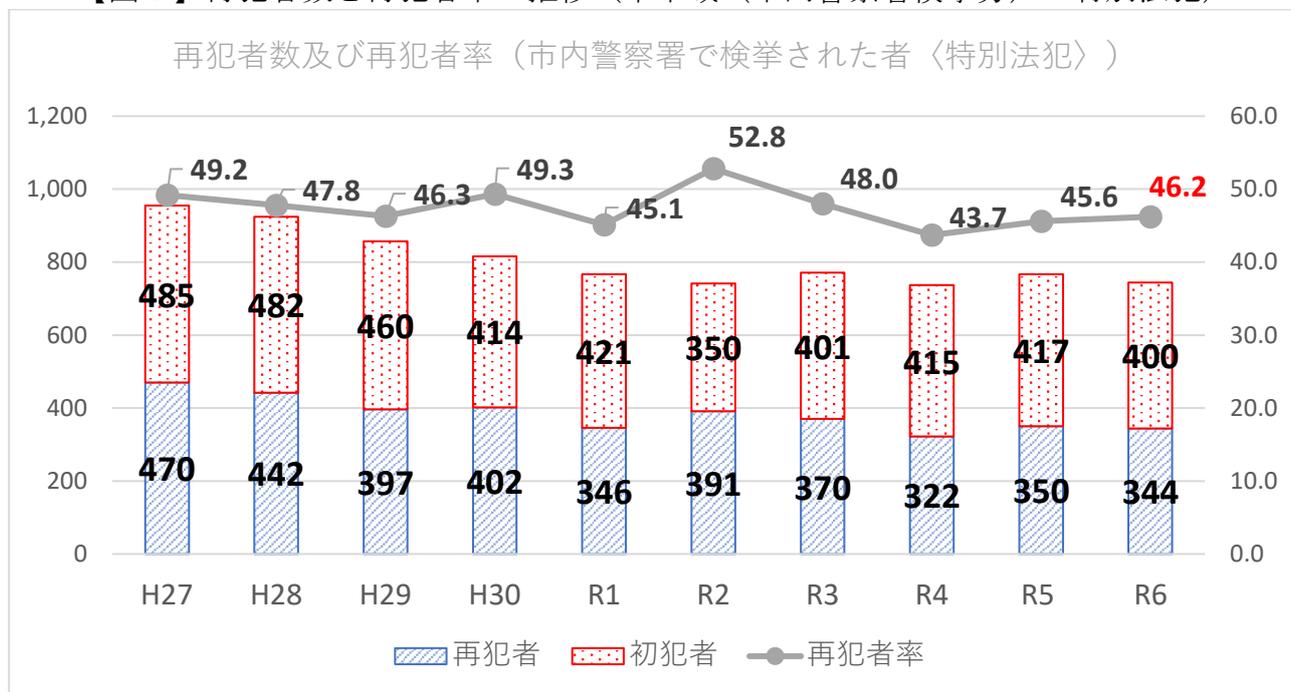


【図2】再犯者数と再犯者率の推移（国全体の刑法犯）

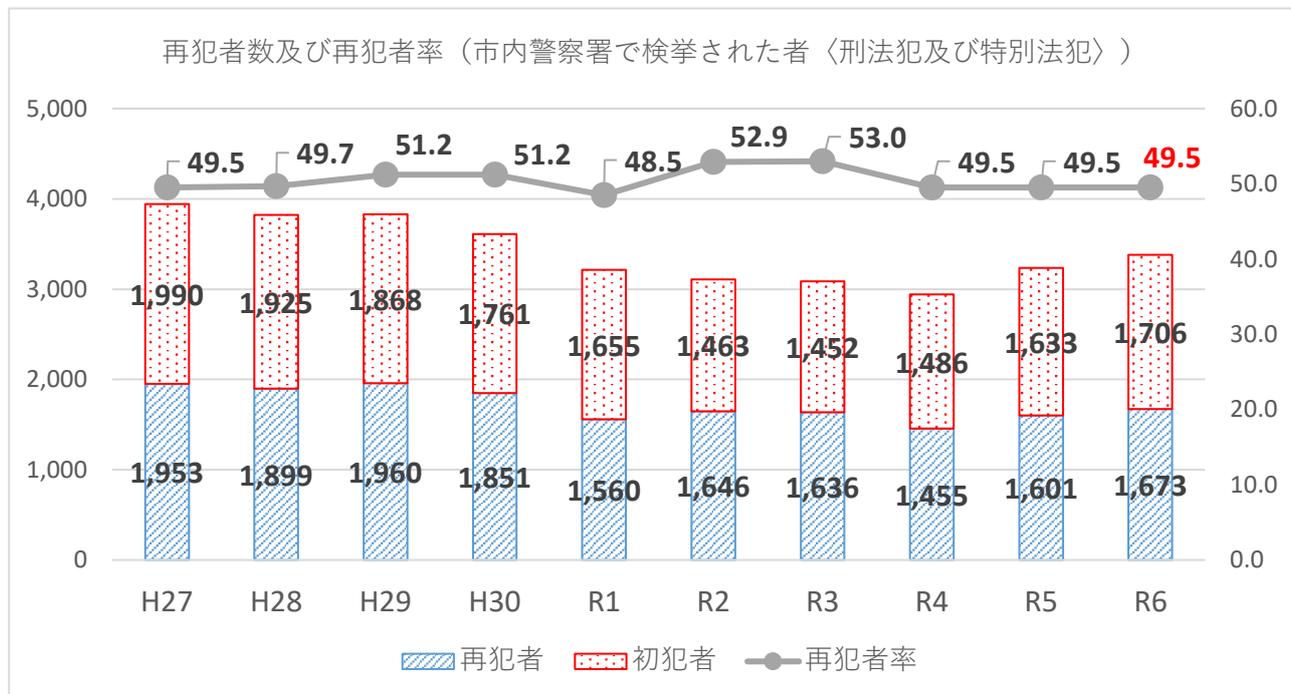


また、刑法犯以外の犯罪である特別法犯（覚醒剤取締法違反、迷惑防止条例違反等）の再犯者率は、4割から5割の間で推移【図3】しており、本市の刑法犯と特別法犯の合計値においても、再犯者率は10年前と比べて横ばいの状況にあります。【図4】

【図3】再犯者数と再犯者率の推移（本市域（市内警察署検挙分）の特別法犯）



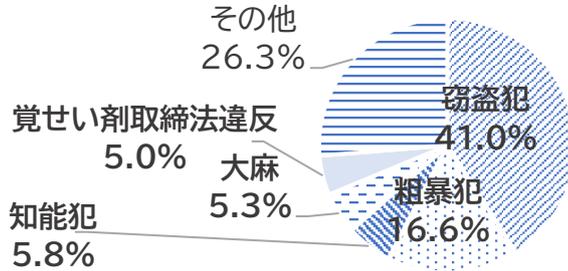
【図4】再犯者数と再犯者率の推移（本市域の刑法犯と特別法犯の合計）



2 再犯者の主な罪名

本市における再犯者（刑法犯・特別法犯検挙者）の罪名は、窃盗犯、粗暴犯（傷害、恐喝等）、知能犯（詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、汚職等）の順に多くなっています。【図5】

【図5】再犯者（刑法犯・特別法犯検挙者）の罪名（京都市、令和6年）

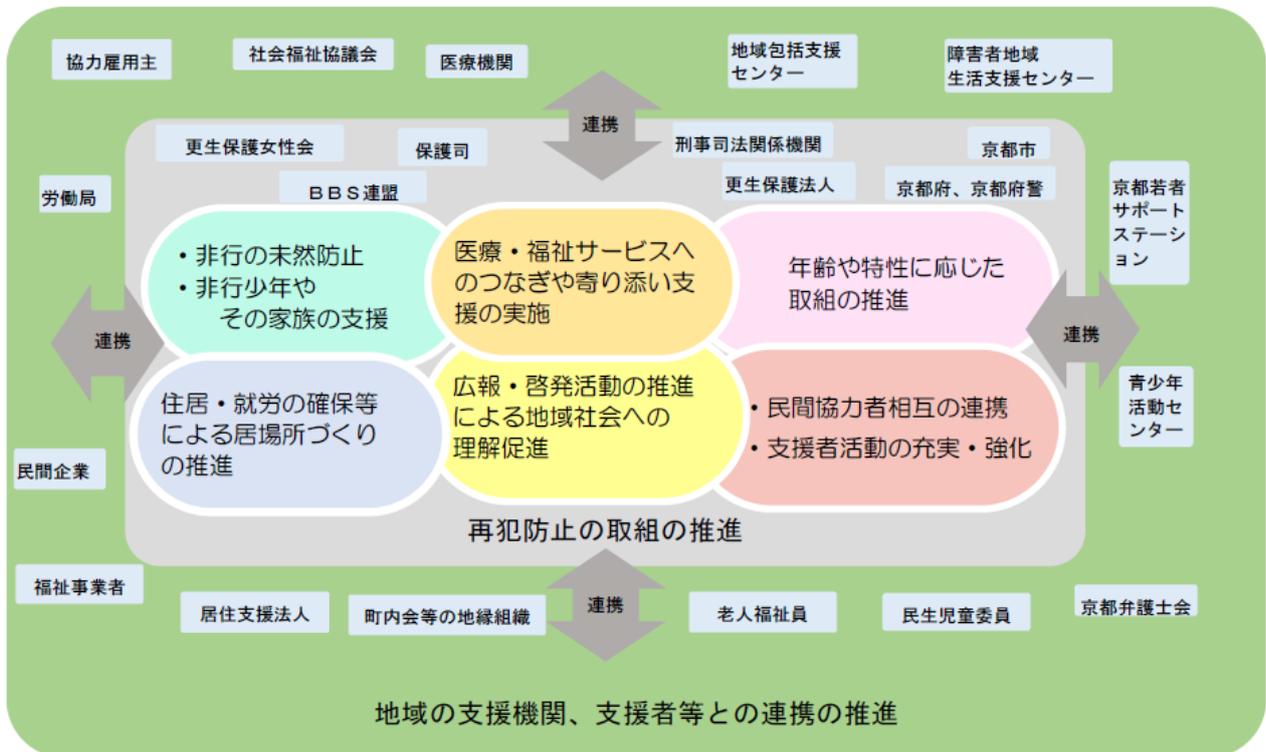


3 地域共生社会における再犯者の支援状況

犯罪等をした人が社会復帰するためには、本人の強い更生意欲はもとより、地域社会の理解と協力が必要不可欠ですが、周りに相談できる人がいないことで、適切な支援施策につながらず、孤独・孤立や貧困等の課題を抱える方がいます。

本市では、再犯防止・更生支援に取り組む保護司、更生保護女性会、BBS連盟、協力雇用主をはじめとした民間協力者に加えて、地域共生社会の実現を図る、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センターや地域福祉活動等を行う地域の皆様との連携の下、再犯防止を推進しています。

【地域社会での連携体制 イメージ図】



4 実態調査の実施

＜アンケート調査の実施＞

令和6年11月に、刑事司法関係機関・更生保護施設、保護司、協力雇用主、本市職員（生活保護ケースワーカー等）、社会福祉協議会や地域包括支援センターをはじめとした支援団体、当事者に対して再犯防止に関するアンケート調査を実施しました。

アンケートでは、犯罪等をした人が再犯に至ってしまう理由、主に現在の業務や活動の中で課題と感じること、再犯防止の推進に当たって京都市に求めること、本計画の認知度などを調査しました。

＜アンケート調査結果の概要＞

- **犯罪等をした人が再犯に至ってしまう理由【選択制】（多かった御意見）**
 - ・「帰住先がない」
 - ・「仕事が見つからない、続かない」
 - ・「居場所（生きがい）がない」
 - ・「悩みや困っていることなどを相談できる場所（相談窓口、知人）がない」
 - ・「適切な福祉サービスや医療につなげていない」
- **従事されている業務の中で課題に感じていること【自由記載】（一部抜粋）**
 - ・「出所後の帰住地が定まっていない者の帰住先の確保」
 - ・「再犯者に対する地域社会の理解や地域での受入環境を一層整えること」
 - ・「支援関係機関同士の柔軟な情報共有」
 - ・「保護司の活動が地域の人に理解されていない」
 - ・「加害者家族の支援の充実」
 - ・「更生意欲のない対象者に対する更生意欲の喚起」
 - ・「保護司の人数が足りない」
 - ・「地域での見守りの取組、居場所づくりの取組」
- **再犯防止の推進に当たって京都市に求めること【自由記載】（一部抜粋）**
 - ・「住居・就労の確保、医療とのつなぎ」
 - ・「支援者のネットワークが広まっていく機会づくり」
 - ・「京都市再犯防止推進計画を知らない人がほとんど（より一層の周知・啓発）」
 - ・「発達障害の支援や理解の促進」
 - ・「市民への保護司の活動の周知・啓発」
 - ・「保護司の面談場所の確保（平日夜間、休日も含む。）」
 - ・「協力雇用主の発掘、拡大、ネットワークづくり」
 - ・「京都市職員OBの方が保護司になることに向けた取組や啓発活動」
 - ・「再犯防止・更生支援の取組のより一層の周知・啓発活動が必要」
 - ・「支援関係機関同士のネットワーク体制の構築」
 - ・「幼少期からの家庭内での教育の充実」
- **京都市再犯防止推進計画を知っていますか。**

- ・ 回答数

知っている	計画は知っているが内容は知らない	知らない	無回答	合計
109人	165人	143人	10人	427人

※ 当事者に本設問は設定していない。

- ・ 割合

25.5%	38.6%	33.5%	2.3%
-------	-------	-------	------

※ 小数点第二位を四捨五入しているため割合の合計値は100%にならない。

第3章 本市が目指すまちの姿

1 目指すまちの姿

(1) 経緯

本計画は、本市の総合計画である「京都基本構想」に基づく分野別計画として位置付けられています。

京都基本構想は、本市と京都市民の今後四半世紀の在り方を展望するとともに、京都市基本構想の系譜を未来へ継承するもので、これまで京都を形作ってきたもの、世界、日本、京都を取り巻く課題を踏まえて、2050年までの「わたしたち京都市民がめざすまち」を取りまとめています。

本計画における「本市が目指すまちの姿」については、主に同構想の「自他の生とともに肯定し尊重し合えるまち」に記載の「支え合いの中で日々の生活を営める」、「ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える」の視点を踏まえたものとしています。

(2) 目指すまちの姿

犯罪等をした人の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存や障害があるなど、立ち直りに多くの課題を抱え、生きづらさを抱える人は少なくありません。また、犯罪等をした人は、周りから偏見を持たれやすく社会的に孤立しやすい傾向にあります。

こうした方々の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関、保護司や更生保護女性会をはじめとした多くの民間協力者や地域の皆様による支え合いの中で、立ち直りを決意した人自身が、地域社会の一員として役割を担い、自分らしく活躍できる地域共生社会をつくっていく必要があります。

また、再犯防止の推進は、新たな犯罪被害者を生まないための取組でもあり、市民が安心・安全に暮らし続けるまちの実現に資するものでもあります。

本計画では、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人やそれを地域で支える人など「全ての人が自分の居場所と出番を見つけられ、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指します。

忘れてはいけない犯罪被害者の存在

犯罪による被害者やその御家族・御遺族の方は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけではなく、その後も、心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷などにも苦しめられ、深刻な状況に置かれます。

こうした状況を市民一人一人がしっかりと認識し、犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻すために社会全体で支援していくことが大変重要です。

本市では、平成23年4月から「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、ワンストップ窓口として「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減のための支援を中長期にわたって行っています。

2 成果指標と目標値

目指すまちの姿の実現に向けた取組を推進していくため、本計画に成果指標と目標値を設定します。

(1) 計画全体の成果指標と目標値

成果指標は、本市域における再犯者数（刑法犯及び特別法犯検挙者）とします。

目標値は、本市域における再犯者数を計画終了年度（令和12年度）までに基準値（令和6年）から15%以上減少させることを目標とします（1,673人→1,422人）。

(2) 個別施策の成果指標と目標値

本計画に掲げる個別施策の実施状況を評価するため、重点推進施策ごとに成果指標と目標値を設定します。

第4章 施策の展開

1 施策の体系

本市が目指す「全ての人が自分の居場所と出番を見つけられ、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安心して暮らすことができる地域社会の実現」に向け、以下の6つを柱に、55の具体的な施策を展開します（具体的な施策の詳細は、P13～P26に掲載。）。

- 柱1 住居・就労の確保等による社会の居場所づくりの更なる推進
- 柱2 重層的支援体制の構築による保健医療・福祉サービスへのつなぎや寄り添い支援の実施
- 柱3 非行の未然防止、犯罪等をした少年やその家族への支援の実施
- 柱4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた取組の推進
- 柱5 民間協力者相互の連携、支援者活動を充実・強化するための環境整備
- 柱6 広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進

2 重点推進施策

犯罪等をした人が多様化する地域社会において孤立することなく、再び社会の一員となるには、地域ぐるみの取組が必要不可欠です。

令和6年11月に実施した再犯防止に関するアンケート調査では、住居・就労の確保による切れ目のない支援、地域で活動する民間団体の支援強化、ネットワーク体制の拡充、再犯防止・更生支援に関する啓発の充実等に係るご意見を多数いただきました。

上記のことを踏まえ、55の具体的な施策のうち、以下の5施策を本市の再犯防止をけん引する重点推進施策に位置付け、重点的に取り組んでまいります。

1 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進

犯罪等をした人が再び地域社会の一員として再出発するまでには、多くの福祉関係機関等が関わることとなります。

本市では、刑事司法関係機関等が迅速・円滑に福祉的支援の調整を行えるよう、更生支援相談員を再犯防止の所管課に配置しており、住居、就労、保健・医療をはじめとした各種支援へのつなぎをサポートしています。

また、同相談員は、刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催等を通じて、地域の福祉関係機関のスキルアップと顔の見える関係づくりに取り組みます。

さらに、大学等において本市の再犯防止の取組の講義を行うほか、市内で出所者等を積極的に支援する福祉事業者等の拡充に向けた働き掛けを行う等、再犯防止・更生支援に関する情報発信に努めます。

4 地域で更生支援に取り組む民間団体に対する支援強化

犯罪等をした人が地域の一員として生活していくためには、本人の更生意欲だけでなく、地域の理解と協力が必要不可欠です。

地域では、民間団体が当事者同士の交流会等を開催するなど、再犯防止・更生支援のために活動されており、このような取組は地域のつながりが希薄化する中、全ての住民に居場所と出番があり、生きがいを持って活躍できるまちの実現に資するものであります。

こうした取組を推進するため、本市では「京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金」等を通じて民間団体の支援強化に努めてまいります。

2.2 支援機関相互の連携強化と支援ネットワークの拡充

犯罪等をした人が再犯に至る背景は様々であり、それぞれが抱える課題も複雑化、複合化しています。また、一つの支援機関でこれらの課題に対応することは困難であり、今後は支援機関相互の連携と支援ネットワークの構築が必要となります。

本市では、法制度に関する合同研修会や日常業務に関する意見交換会等、様々な協議の場を通じて顔の見える関係性を構築し、現場第一線で支援する刑事司法・福祉関係機関と本市職員の連携体制を強化します。

また、複合的な課題を抱える個別ケースの支援方針について、様々な団体が参加する支援会議を開催するほか、居住支援法人・企業・大学との連携強化を図るなど、分野横断的な重層的支援体制（支援ネットワーク）の拡充を図ります。

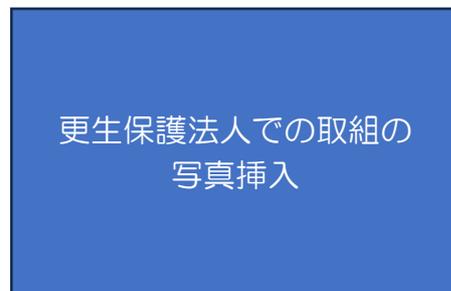
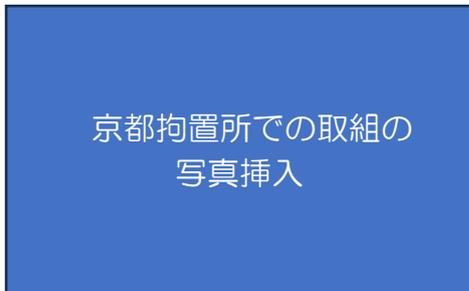


意見交換会等の
写真挿入

4 9 京都の文化力を生かした社会復帰支援の実施

犯罪等をした人が社会復帰を果たし、地域社会で生きがいを持って活躍できるようになるためには、本人の更生意欲が前提となります。

令和7年6月の拘禁刑導入以降、国の矯正施設において個人の特性に応じた処遇が行われていますが、帰住先となる本市としても豊かな人間性をはぐくむ京都の文化力をいかして、京都刑務所、京都拘置所、京都少年鑑別所等と連携し、伝統文化に触れる機会を提供するなど、更生意欲や自己肯定感を高める取組を引き続き展開します。



5 3 再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発

令和6年11月に実施した再犯防止に係るアンケート調査では、刑事司法関係機関、福祉関係機関、民間協力者等から、「京都市再犯防止推進計画の存在を知らない。」「計画は知っているが取組内容は知らない。」との回答を多数いただきました。

このため、本市職員はもとより、市民、企業、福祉関係機関向けに分野横断的な研修を実施し、再犯防止・更生支援に関する理解促進に努めます。

また、再犯防止・更生支援に関する本市の取組の認知度を高めるために、刑事司法関係機関の職員や警察官等への理解促進に取り組みとともに、再犯防止啓発月間（7月）を中心に、市民・事業者等に対する啓発イベント等を実施します。

加えて、子ども向けの分かりやすいリーフレット等を新たに作成し、幼少期からの理解促進を図ります。



みんなでつなぐ更生支援 啓発イベント（令和6年度）

関係機関等と連携した再犯防止・更生支援に関する理解促進の取組
令和6年度に再犯防止や更生支援をテーマとした啓発ブースの出店、刑務所作業製品の展示即売会、刑務作業の広報、性格検査の体験等を実施。

<連携団体>

近畿矯正管区、京都刑務所、京都拘置所、京都少年鑑別所（法務少年支援センター）、京都保護観察所、京都市保護司会連絡協議会、京都府更生保護女性連盟、京都BBS連盟、京都府

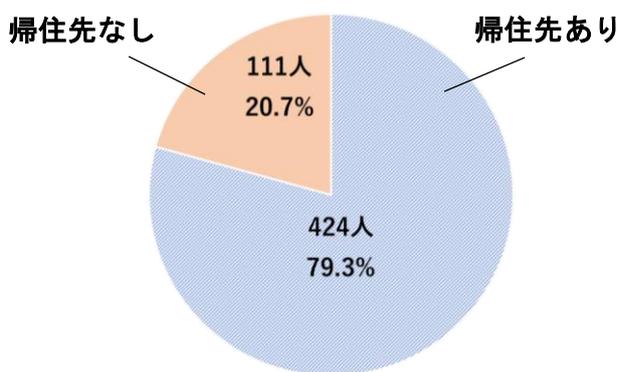
3 具体的な施策

柱1 住居・就労の確保等による社会の居場所づくりの更なる推進

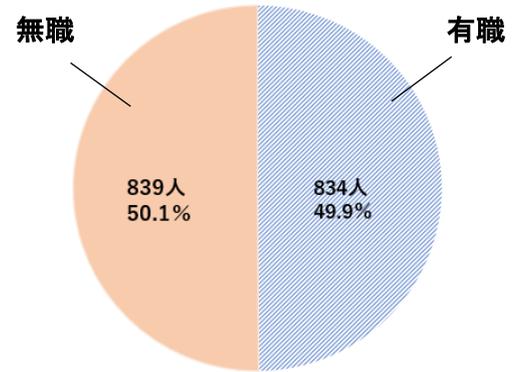
【現状・課題】

- 住居については、全国的に、刑事施設を満期で出所した人のうち約2割が適切な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人の再犯に至るまでの期間は、出所後の帰住先が確保されている人と比較して短いことが明らかとなっています。
また、京都刑務所などの府内の刑事施設を出所した人のうち、約2割の人が出所時に適切な帰住先を確保できずに出所しています。【図1】
- 就労については、全国的に、刑事施設に再び入所した人のうち約5割が再犯時に無職であり、有職者と無職者では再犯率が大きく異なる等、不安定な就労は再犯リスクが高いことが明らかになっています。【図2】
このような状況の下、住居や就労の確保等により社会とのつながりを持つことは非常に重要であり、孤独・孤立を防ぐためにも多様な社会の居場所が必要です。
- 令和6年4月に成立した改正生活困窮者自立支援法では、居住支援強化の措置として見守り支援の実施が自治体の努力義務として明記されました。

【図1】 刑務所出所時に帰住先がない人の割合
(京都府内の出所施設、令和6年)



【図2】 再犯者（刑法犯検挙者）に占める無職の割合
(京都市、令和6年)



【施策の方向性】

住居の確保は、安定した生活の基盤となることから、居住支援法人や福祉事業者等と連携し、本市の緊急一時宿泊所等も活用することで、適切な住居の確保につなげていきます。

就労は、生計を支えるだけでなく、規則正しい生活を促し、社会とのつながりを保つためにも重要であることから、関係機関と連携し、就労の確保と定着のための施策を推進します。

社会に居場所（生きがい）があることは、当該対象者の心の拠り所になるだけでなく、社会とのつながりを保ち、孤独・孤立を防ぐことにもつながるため、引き続き多様な社会の居場所づくりを推進します。

＜矯正施設出所者等に居場所と出番があり、生きがいを持って活躍できる環境づくりを推進します。＞

1 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進

【保福】

刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるよう、更生支援相談員が住居、就労、保健・医療をはじめとした各種支援へのつながりをサポートするとともに、関係者同士の顔の見える関係づくり等を進めることにより刑務所出所者等に対する福祉的支援につなぐ調整をより円滑化し、切れ目のない支援を推進します。

2 ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備 【保福】

ハンドブック「つなぐ つながる」について、掲載内容の充実や配布先の拡大により、犯罪等をした人が住居の確保や福祉サービスの利用等につながりやすい環境整備を推進します。

3 京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携による再犯防止の取組の着実な推進 【保福】

京都市再犯防止推進会議において、本市における再犯防止の取組の進捗管理を行うとともに、関係機関との連携の下、住居確保や就労支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、民間協力者の活動支援等の取組を着実に推進します。

4 地域で更生支援に取り組む民間団体に対する支援強化 【保福】

犯罪等をした人が地域の一員として生活していくためには、本人の更生意欲だけでなく、地域の理解と協力が必要不可欠です。

地域のつながりが希薄化する中、全ての住民に居場所と出番があり、生きがいを持って活躍できるまちの実現に向けて、地域で**当事者同士の交流会**などの更生支援に取り組む団体を支援します。

また、再犯防止・更生支援や**加害者家族支援**に取り組む民間団体に対する支援等を通じて、支援者支援の充実・強化を進めます。

5 社会とのつながりを深めるボランティア活動への参加の促進 【文市、保福】

京都市市民活動総合センターや京都市福祉ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の発信やボランティアを求める団体と活動を希望する市民とのコーディネートを行うことにより、市民のより活発な社会参加を促進します。

6 高齢者・障害のある人等の社会参加の促進等、多様な居場所へつなぐ取組の推進 【保福】

健康長寿サロンなど高齢者の身近な通いの場の拡充、障害のある人の文化芸術活動や障害者スポーツの振興等により、高齢者や障害のある人等を社会の居場所へつなぐ取組を推進します。

7 孤独・孤立対策の推進 **<新規>** 【保福】

福祉分野にとどまらない様々な制度・施策や、多様な関係機関・団体、地域の連携の下、孤独・孤立対策に関する理解の増進や、人材の養成、官民連携の強化等の取組を推進します。

<矯正施設出所者等が住居を確保しやすい環境づくりを推進します。>

8 居住支援法人の開拓等による住宅の確保に配慮を要する人に対する支援の推進 【都計】

指定権者である京都府と連携した住宅確保要配慮者居住支援法人の開拓等の取組により、高齢者など住宅の確保に特に配慮を要する人を受け入れる民間賃貸住宅の拡充と円滑な入居を推進します。

9 京都市居住支援協議会（京都市すこやか住宅ネット）による高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組の推進 【都計】

京都市居住支援協議会（京都市すこやか住宅ネット）による、高齢であること等を理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の登録促進や、住み替え支援や定期的な見守り等を行う京都市高齢者すまい・生活支援事業等を不動産関係団体や社会福祉関係団体と連携して実施することにより、高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組を推進します。

10 高齢者等が市営住宅を利用しやすい環境整備 【都計】
優先入居の取組など、高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって市営住宅を利用しやすい環境づくりを推進します。

11 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の住居の確保 【保福】

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業、生活保護制度に基づく住宅扶助の実施により、生活困窮者が住居を確保できるよう支援します。

12 一時的な宿泊場所の提供及び地域における安定した住居の確保 【保福】

緊急一時宿泊施設の提供により、住居を失った人の一時的な宿泊場所を確保します。また、自立に向けた支援プランを作成し、地域における安定した住居を確保できるよう伴走型の支援を実施します。

13 高齢者、障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備 【保福】

京都市民長寿すこやかプラン、はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン等に基づき、高齢者、障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備を推進します。

（再掲） 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進 【保福】

（再掲） ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備 【保福】

（再掲） 京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進 【保福】

<矯正施設出所者等が意欲や能力に応じて就労できる環境づくりを推進します。>

14 京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会への参画による関係機関との連携強化 【保福】

京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会に参画し、刑務所出所者等の雇用や就労の継続について情報交換や協議を行うなど、地元経済団体を含む関係機関との連携強化を図ります。

15 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の就労支援 【保福】

生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等に基づく自立相談支援事業、就労意欲喚起等支援事業、チャレンジ就労体験事業、京都市自立支援センターにおける支援等により、生活困窮者の就労の確保、定着を推進します。

- 16 区役所・支所における福祉・就労支援コーナーの設置による就労支援 【保福】**
生活保護受給者等就労自立促進事業として区役所・支所に設置する福祉・就労支援コーナーにおいて、就職支援や求人情報を提供することにより、生活困窮者の就労を支援します。
- 17 障害福祉サービスの提供等による就労意欲のある障害のある人への支援 【保福】**
障害者総合支援法に基づく就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援）の提供等により、就労意欲のある障害のある人の就労の確保、定着を支援します。また、障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業、伝福連携・農福連携の取組等により、就労機会の創出や工賃の向上に向けた取組を推進します。
- 18 障害者就労支援プロモート事業等による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援 【保福】**
福祉施設職員や利用者向けにスキルアップ研修会等の開催や障害者雇用に意欲のある企業等が障害者雇用の拡大に当たり、必要なノウハウ等を提供する専門家派遣等を行う障害者就労支援プロモート事業を通して、障害のある人を雇用する企業等を開拓・支援します。
- 19 京都若者サポートステーションにおける就労支援 【子若】**
京都若者サポートステーションにおいて、就労の意思はあるものの様々な課題を抱えている人に対して、相談事業をはじめ、職業体験や就職セミナー等の支援プログラムを提供し、就労の確保、定着を推進します。
- 20 シルバー人材センターに対する支援等による高齢者の就労支援 【保福】**
高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を生かすことのできる、臨時的・短期的な就業機会を提供しているシルバー人材センターに対する支援等により、高齢者の就労の確保を推進します。
- 21 市内企業等に対する広報・啓発による協力雇用主の開拓と地域社会の理解促進 【保福】**
京都保護観察所、京都府就労支援事業者機構、コレワーク（矯正就労支援情報センター）等と連携し、市内企業等に対して、犯罪等をした人を雇用することの意義や協力雇用主の活動について周知し、参加を呼びかけるなど、保護観察所等が行う協力雇用主の開拓に協力します。また、様々な啓発活動により、犯罪等をした人の社会復帰を目的に、雇用を通じて支援する活動について、市民の理解促進を図ります。

柱2 重層的支援体制の構築による保健医療・福祉サービスへのつなぎや寄り添い支援の実施

【現状・課題】

- 全国的に、刑務所に入所した高齢者（65歳以上の人）が出所後2年以内に再び入所する割合は、全世代の中で最も高い状況にあります。また、罪名では窃盗の割合が高い状況にあります。

本市においても、再犯者（刑法犯検挙者）に占める高齢者の割合は、この10年間（平成27年～令和6年）で8.8ポイント（16.7%⇒25.5%）増加しています。

【図3】

- また、全国的に新たに刑務所に入所する人の約3割が覚醒剤取締法違反であり、覚醒剤取締法違反で受刑した人が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、出所者全体と比べて高い状況にあります。本市においても、覚醒剤取締法違反での検挙者は減っているものの、再犯者率は依然として約9割と極めて高い状況にあります。【図4】

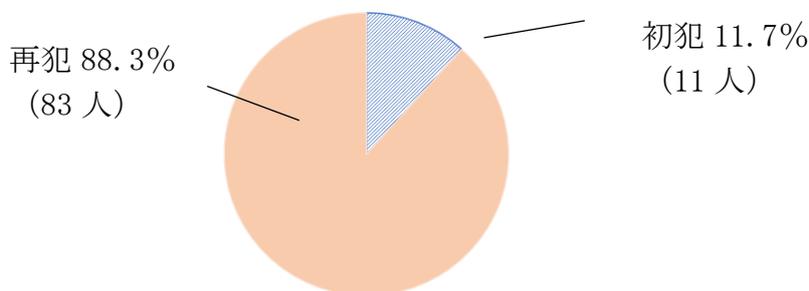
そして、令和6年12月には、大麻等の不正な施用について、麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）が適用されました。

本市では、令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しており、制度の狭間に陥る方が出ないように、関係部署の連携を進めています。支援対象者が抱える課題は複雑化・複合化しており、矯正施設等出所前からの連携が求められています。

【図3】再犯者（刑法犯検挙者）に占める高齢者の割合の推移（京都市）



【図4】覚醒剤取締法違反（検挙者数）の内訳（京都市、令和6年）



【施策の方向性】

薬物依存症、孤独・孤立など、生きづらさを抱える犯罪等をした人への支援について、刑事司法関係機関や民間協力団体等の現場第一線で支援する関係者同士の連携体制の更なる充実を図るとともに、「高齢」、「障害」、「子ども」、「生活困窮」などの属性を問わない分野横断的な重層的支援体制の下で、多層的な切れ目のない支援を推進します。

医療機関をはじめとする関係機関との連携を深め、適切なサービスへのつなぎと寄り添い支援の実施に係る事例を積み重ねていきます。

＜刑事司法関係機関、民間協力団体等関係者との連携体制を充実、強化します。＞

2 2 支援機関相互の連携強化と支援ネットワークの拡充 **【保福】**

法制度に関する合同研修会や日常業務に関する意見交換会等、様々な協議の場を通じて顔の見える関係性を構築し、現場第一線で支援する刑事司法・福祉関係機関と本市職員の連携体制を強化します。

また、薬物依存、孤独、ひきこもり、生活困窮などの複合的な課題を抱える個別ケースの支援方針について、再犯防止や生活困窮者支援等に取り組む団体が参加する支援会議を開催するほか、居住支援法人や再犯防止・更生支援に取り組む企業や大学との連携強化を図るなど、分野横断的な重層的支援体制（支援ネットワーク）の拡充を図ります。

(再掲) **刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進** **【保福】**

(再掲) **ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備** **【保福】**

(再掲) **京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進** **【保福】**

＜適切な保健医療・福祉サービスの提供、寄り添い支援を推進します。＞

2 3 こころの健康増進センターにおける総合的な依存症対策の推進 **【保福】**

こころの健康増進センター（精神保健福祉センター）を依存症者に対する相談拠点に位置付け、薬物等の問題を抱える本人及び家族を対象とした薬物依存症・ギャンブル等依存症外来を設置するなど、同センターにおいて依存症対策を総合的に推進します。

2 4 依存症専門医療機関の選定等による依存症者に対する医療の提供体制の確保 **【保福】**

アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症を対象とする依存症専門医療機関の選定等を進めることにより、依存症者に対する医療の提供体制の確保を図ります。

2 5 薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等による依存症者の回復支援と再発の予防 **【保福】**

薬物問題に悩む本人が自己理解を深め、依存症からの回復を目指す薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等により、薬物依存症者に対する回復支援や再発予防に取り組みます。

2 6 アルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施による依存症者の家族に対する支援 **【保福】**

講義及びグループワーク形式のアルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施により、依存症者の家族に対する支援に取り組みます。

27 生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供

【保福】

保健福祉センター、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター等において、生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスを適切に提供します。また、地域あんしん支援員等により、制度の狭間や支援を拒否する人など、支援につながりにくい人への働き掛けを行い、保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。

28 京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会への参画による保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化

【保福】

京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会に参画し、保健医療・福祉サービスの円滑な提供について情報交換を行うなど、関係機関との連携強化を図ります。

29 依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じた依存症者の回復支援に関する地域ネットワークの構築

【保福】

依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じて、地域における依存症に関する情報や課題を共有し、依存症者の回復支援に関する地域のネットワークを構築することで、包括的な支援を実施します。

30 医療関係者、保健福祉関係者、刑事司法関係者等に対する薬物依存症者の回復支援に関する研修の実施

【保福】

薬物依存の問題を抱える方を支援する関係者（医療、保健福祉、刑事司法等）に対する研修を定期的実施することにより、薬物依存からの回復支援に関する正しい知識・技術の普及に努め、関係者同士の連携強化を図ります。

31 活動周知の協力等、依存症者の自助グループ等の活動に対する支援

【保福】

こころの健康増進センターが発行する広報物や主催研修会・講演会等において、依存症者の自助グループや回復支援施設の活動周知の協力等を行うことにより、利用拡大と市民理解の促進を図ります。

＜依存症や発達障害等を抱える方への理解促進のための広報・啓発活動を実施します。＞

32 啓発活動による薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることへの理解促進

【保福】

「薬物問題について考える講演会」の開催やリーフレットの配布等の啓発活動により、薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることへの知識を深め、依存症者の回復への見守りや支援につながるよう理解促進を図ります。

33 きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部への参画による関係機関と連携した総合的な薬物乱用防止対策の推進

【保福】

きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部に参画し、京都府や刑事司法関係機関と連携して、未然防止や再乱用防止に取り組むなど、総合的な薬物乱用防止対策を推進します。

34 家族等の身近な人に対するケアを行っているケアラーへの支援に係る広報・啓発活動等の実施

＜新規＞

【保福】

依存症や発達障害等を含め、様々な理由により援助を必要とする親族や友人等の

身近な人に対し、無償でケアを提供する「ケアラー」やその支援に関して、様々な関係機関と連携し、広く市民の認知度が高まるよう広報・啓発活動を実施します。

柱3 非行の未然防止、犯罪等をした少年やその家族への支援の実施

【現状・課題】

- 本市における少年（14歳～19歳）の検挙者数は、この10年間（平成27年か令和6年）で減少していますが、再犯者率は3割から4割の間で推移しています。【図5】
- 犯罪等をした少年の中には、生育過程で困難な環境に置かれた方、家庭内に居場所がなかった方、ヤングケアラーのように子どもらしい生活を送ることができなかった方が存在します。また、その家族自体も生きづらさを抱え、どこにも相談することができないまま、社会の中で孤立するケースがあります。

【図5】少年（14歳～19歳）の検挙者数（京都市）



【施策の方向性】

非行の未然防止について、将来性や心の柔軟性に富む少年の学習支援、居場所づくりの取組を推進します。

犯罪等をした少年の再犯防止について、学校等との連携を深め、少年やその家族が抱える悩みを共有し、共に考える機会を創出します。

<児童生徒の非行の未然防止等を目的とした取組を推進します。>

35 警察官やスクールサポーター等を講師とした非行防止教室の実施による子どもの規範意識の育成 【教育】

学校に警察官やスクールサポーター（警察OB）等を講師として招き、暴力・万引き・いじめ・ネット利用・薬物乱用・性課題等に関する講義を行う非行防止教室を実施することにより、子どもの規範意識を育みます。

36 薬物乱用防止教育スタンダードに基づく学校における体系的な薬物防止教育の推進 【教育】

薬物乱用防止教育スタンダードに基づき、薬物乱用防止教室、喫煙防止教育などに取り組み、学校における体系的な薬物乱用防止教育を推進します。

37 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒及び保護者に対する相談支援 【教育】

京都市立学校に配置しているスクールカウンセラーが児童生徒や保護者に対し

様々な悩みの相談に応じるとともに、スクールソーシャルワーカーが学校と関係機関の連携を図るなど、支援体制の強化に取り組みます。

38 学校と関係機関との連携強化と生徒指導上の課題への組織的対応力の向上【教育】

京都市中学校補導連盟連絡協議会において、生徒指導に関する情報交換や問題行動の未然防止に関する研修等を実施することにより、参加機関との連携を強化するとともに、中学校における生徒指導上の課題への組織的対応力の向上を図ります。

39 児童相談所における触法行為等に対する相談の受付及び継続した指導・支援の実施【子若】

児童相談所において、触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・支援を実施します。

40 京都少年鑑別所（法務少年支援センター）が開催する地域援助推進協議会への参画等、関係機関との連携強化による児童相談所における相談支援の充実【子若】

京都少年鑑別所（法務少年支援センター）が開催する地域援助推進協議会へ参画する等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図ります。

41 青少年活動センターにおける非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりによる自己成長の支援【子若】

青少年活動センターにおいて、ボランティア活動等の支援プログラムを活用した非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組むことにより、様々な悩みを抱える青少年の自己成長を支援します。

42 非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援【子若】

非行防止活動、保護観察を主とした更生保護活動及び毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の諸活動に対する助成を行うなど、保護司の活動を支援します。

43 京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進【子若】

青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）を中心に、少年補導・育成団体等と連携して、青少年の非行防止や健全育成を推進します。

44 子ども食堂など地域団体等が実施する子どもの居場所づくりの取組への支援による社会的孤立の防止【子若】

子ども食堂や学習支援といった、地域や民間団体により実施されている子どもの居場所づくりの取組に対する支援コーディネーター派遣など、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施することにより、子どもの社会的孤立を防止します。

45 京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議への参加による関係機関と連携した非行少年等に対する支援の推進【子若】

京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議に参加し、京都府や京都少年鑑別所、京都保護観察所等との意見交換、情報共有を行うなど、関係機関と連携した非行少年等に対する支援を推進します。

<課題のある少年の継続した学びの支援を推進します。>

4 6 少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童生徒に対する円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援の実施 **【教育】**

少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童生徒について、学校が関係機関と連携して、適切に学籍や学習評価等についての配慮を行うなど、円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援を実施します。

4 7 高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援の推進 **【教育】**

学習習慣づくりや安心して過ごせる居場所づくりなど、高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援を推進します。

<犯罪等をした少年やその家族への支援を推進します。>

4 8 関係機関と連携した犯罪等をした少年やその家族への地域支援 **<新規>** **【保福】**

民間協力者と連携し、犯罪等をした少年やその家族が地域の一員として生活できるように、地域に根差した新たな支援の仕組みを検討します。

柱4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた取組の推進

【現状・課題】

- 犯罪等をした人の中には、高齢や障害、薬物依存症など、様々な特性を持つ人がいます。また、支援が必要であるにもかかわらず、自己肯定感の低さ等から支援を望まず、必要な支援につながらないまま、再犯に至ってしまう人もいます。
- 令和7年6月から懲役及び禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が施行されました。拘禁刑が導入されたことにより、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇を実現させ、効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図るための柔軟な取組が求められています。
- これらの出所前からの社会復帰に向けた取組が出所後の支援につながることで、支援の連続性を維持していくことが重要です。

【施策の方向性】

新たな教育の一環として、矯正施設と連携し、出所前段階から、年齢や特性に応じたアプローチを進めていきます。

また、引き続き、矯正施設や更生保護施設と連携し、京都の文化力を活かした様々な体験の機会を提供することで、犯罪等をした人の体験格差を軽減し、更生意欲等を高めます。

<京都の文化力を活用した矯正施設入所者等への伝統文化に触れる取組を実施します。>

49 京都の文化力を生かした社会復帰支援の実施

【保福】

京都刑務所、京都拘置所、京都少年鑑別所等と連携し、伝統産業体験等を実施するなど、豊かな人間性を育む京都の文化力を生かして、更生意欲や自己肯定感を高める取組を展開します。

<刑事司法関係機関と連携し、出所前段階からの社会復帰支援に取り組みます。>

50 拘禁刑創設を踏まえた出所前段階からの社会復帰支援に係る取組の推進

<新規>

拘禁刑が創設されたことを踏まえ、刑事司法関係機関と連携し、出所前段階から社会復帰支援に取り組みます。

<出所後の困りごとに応じた支援につなげる取組を推進します。>

(再掲) ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備

【保福】

拘禁刑創設の趣旨

拘禁刑は、令和7年6月1日に施行された新しい刑罰制度で、従来の懲役と禁錮を一本化し、受刑者の改善更生と社会復帰を目的としています。従来の懲役と禁錮は、刑務作業の義務の有無で区別されていましたが、拘禁刑では、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇が可能になります。



受刑者の改善更生と社会復帰を目的として

・受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能になる。

・作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

・作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

柱5 民間協力者相互の連携、支援者活動を充実・強化するための環境整備

【現状・課題】

- 本市の再犯防止や更生支援に関する取組は、更生保護ボランティア（保護司、更生保護女性会、BBS会）など、多くの民間協力者に支えられていますが、地域のつながりが希薄化している中、本市における民間協力者等は減少傾向にあり、一人一人の負担が重くなっているため、支援者支援の取組が求められています。
- 地域における支援者活動を充実・強化するためには、支援者同士をつなげて寄り添い支援の輪を広げる等、地域のセーフティネット強化に向けた環境づくりが必要です。

【施策の方向性】

引き続き、保護司、更生保護女性会、BBS会等の活動の周知や担い手確保への協力等により、民間協力者の活動を支援するとともに、**更生支援相談員の配置による支援ネットワークの構築・強化**等を通じて支援者支援の充実に努めます。

犯罪等をした人を地域で受け入れていただくため、関係機関との連携の下、分野横断的な研修プログラムを実施し、支援の幅を広げることで、支援者同士の更なる連携を促進します。

＜民間協力者の活動の周知と理解促進に取り組みます。＞

5 1 活動の周知や担い手募集の協力等による民間協力者の活動への支援 【保福】

本市のホームページや広報誌において、民間協力者（保護司、更生保護女性会、BBS会等）の活動の周知や担い手募集の協力等を行うことにより、民間協力者の活動を支援します。

5 2 市職員に対する保護司など民間協力者の活動への理解と参加の促進 【保福、子若】

本市の職員研修等において、保護司の活動について紹介するなど、民間協力者に対する本市職員の理解や退職後の参加を促進します。

（再掲） 非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、
保護司の活動への支援 【子若】

（再掲） 京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進
【子若】

＜支援体制を充実・強化します。＞

（再掲） 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進 【保福】

（再掲） 地域で更生支援に取り組む民間団体に対する支援強化 【保福】

（再掲） 支援機関相互の連携強化と支援ネットワークの拡充 【保福】

柱6 広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進

【現状・課題】

犯罪等をした人が地域社会の一員として新たなスタートを切るためには、市民・事業者の理解の促進が必要不可欠です。また、SNS 等による差別や偏見により困難を抱える加害者家族への理解を深めていく必要もあります。

更生を目指す人のみならず、多様な人々が社会の中で生き生きと生活していくためには、地域の中で包摂（インクルージョン）していくことが重要です。

【施策の方向性】

地域には、子どもから高齢者、障害のある方や外国籍の方など、様々な方が暮らしています。再犯防止の推進に当たっては、犯罪等をした人も含めて、多様性を認め合い、つながり、支え合いの中で暮らしていく地域共生社会の実現が重要です。

このため、引き続き、関係機関に加えて、社会福祉協議会、自治会、警察、大学、民間企業とも連携しながら理解促進に向けた広報・啓発活動に取り組み、犯罪等をした人が地域の中に包摂され、社会の一員として立ち戻っていくことを支援します。

<再犯防止・更生支援に関する理解促進に取り組みます。>

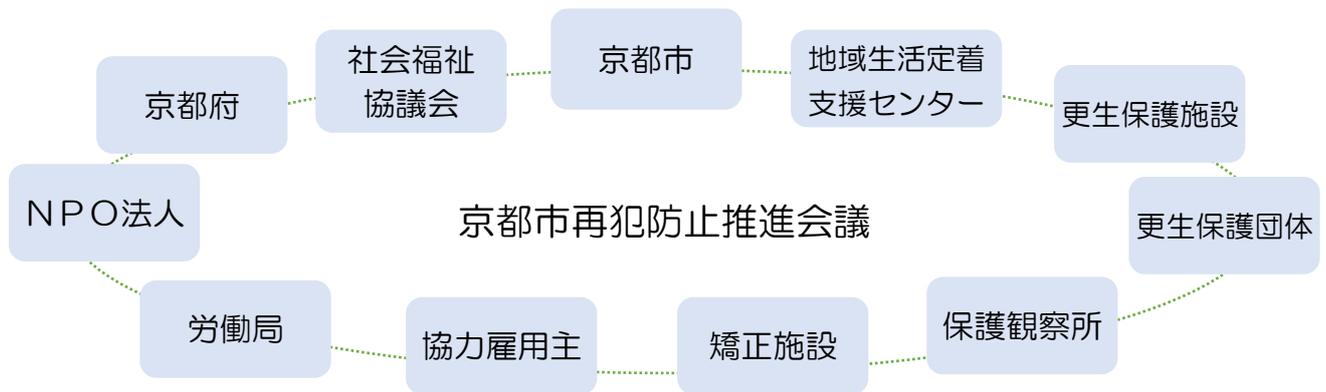
- 5 3 再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発 【保福】
再犯防止・更生支援の認知度を高めるために、刑事司法関係機関の職員や警察官等への理解促進に取り組むとともに、再犯防止啓発月間（7月）を中心に、市民、事業者等に対して、関係機関等と連携し、再犯防止・更生支援についての理解を深める啓発を実施します。
- 5 4 市民、地域や関係機関等と連携した犯罪防止に関する総合的な取組の推進 【文市】
世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動など市民が安心して生活でき、安全な地域社会を実現するための各種取組を進めていく中で、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進します。
- 5 5 民間協力者の顕彰による民間協力者の活動に対する市民理解の促進 【子若】
地域の安全・安心に貢献した民間協力者を顕彰することにより、民間協力者の活動や意義を広く発信し、再犯防止、更生支援に関する市民理解の促進を図ります。
また、国の顕彰制度に候補者を積極的に推薦します。
- （再掲） 啓発活動による薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることの理解促進 【保福】
- （再掲） きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部への参画による関係機関と連携した総合的な薬物乱用防止対策の推進 【保福】
- （再掲） 家族等の身近な人に対するケアを行っているケアラーへの支援に係る広報・啓発活動等の実施 【保福】

第5章

推進体制

本計画を着実に推進するため、刑事司法関係機関や更生支援に取り組む民間団体等で構成する「京都市再犯防止推進会議」を定期的を開催し、本計画の進捗管理を行います。また、進捗管理に当たっては、毎年度、計画に位置付けた施策の実施状況や成果指標の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

推進体制イメージ図



參考資料

資料1 京都市再犯防止推進会議

1 委員名簿（氏名の前の◎は座長、○は副座長）

氏名	団体及び役職
石田 陽子	更生保護法人西本願寺白光荘施設長
岩松 徹晃	京都労働局職業安定課課長補佐
榎原 節子	NPO法人京都マック所長
小林 稔	京都府地域生活定着支援センターふいっと センター長
小森 浩司	株式会社輝コーポレーション会長
○ 志藤 修史	大谷大学教授
下山 海咲	京都 BBS 連盟副会長
鈴木 来果	京都少年鑑別所地域非行防止調整官
谷口 肇	京都刑務所矯正処遇部上席統括矯正処遇官
谷淵 啓	京都市社会福祉協議会次長
富江 さゆり	京都府更生保護女性連盟会長
◎ 藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
升光 泰雄	京都市保護司会連絡協議会会長
道野 重信	京都保護観察所首席保護観察官
寮 美千子	作家

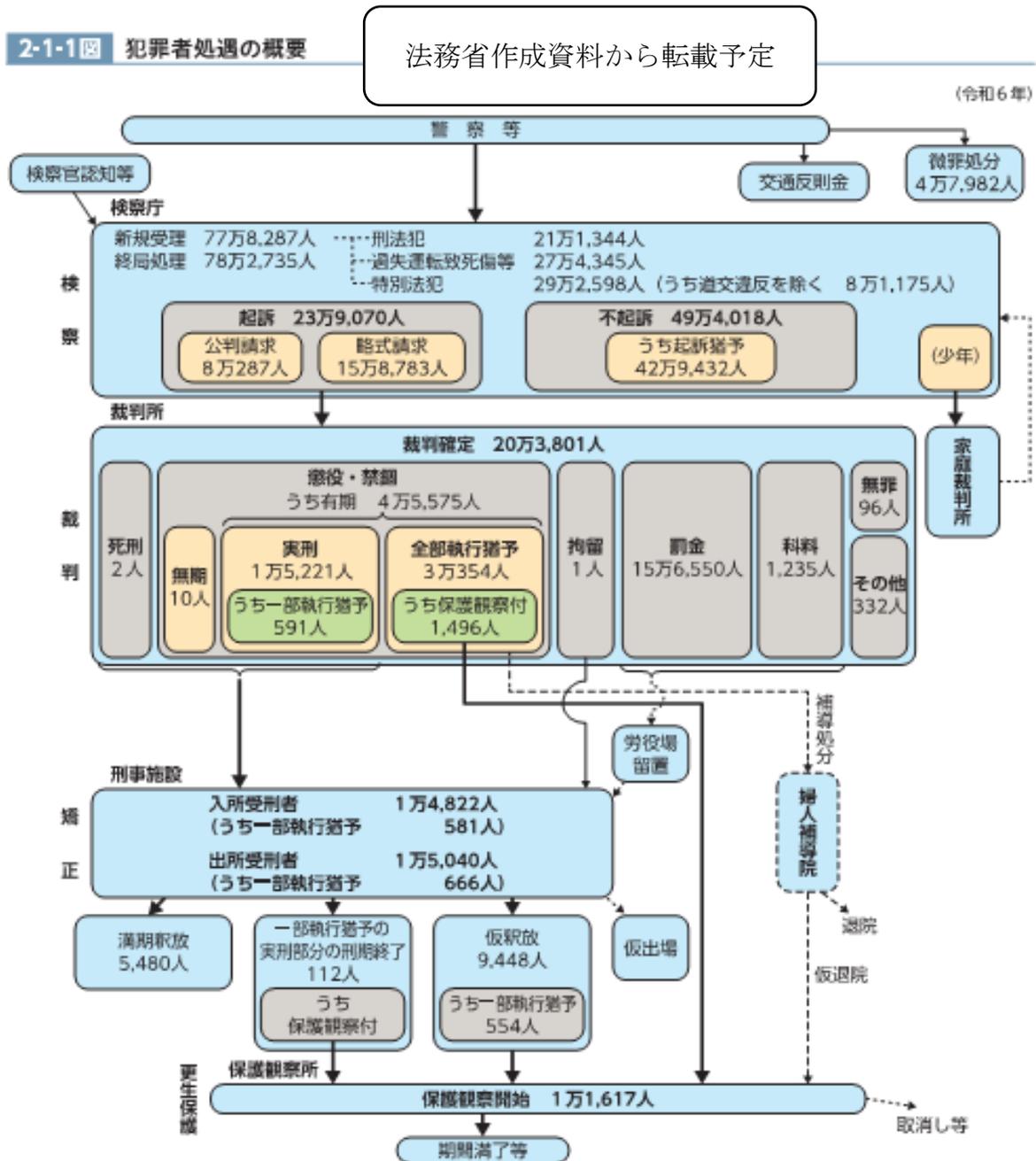
（五十音順、敬称略、令和8年3月現在）

2 開催経過

会議名	開催年月日	意見聴取内容
第7回	令和6年9月3日	・アンケート調査の実施について
第1回WG	令和7年3月3日	・アンケート調査の結果について ・第1期計画の現状と課題について
第8回	令和7年3月27日	・アンケート調査の結果について ・次期計画（骨子）について
第2回WG	令和7年8月18日	・次期計画（素案）について
第9回	令和7年8月25日	・次期計画（素案）について
第10回	令和8年2月12日	・市民意見募集の結果について ・次期計画（最終案）について

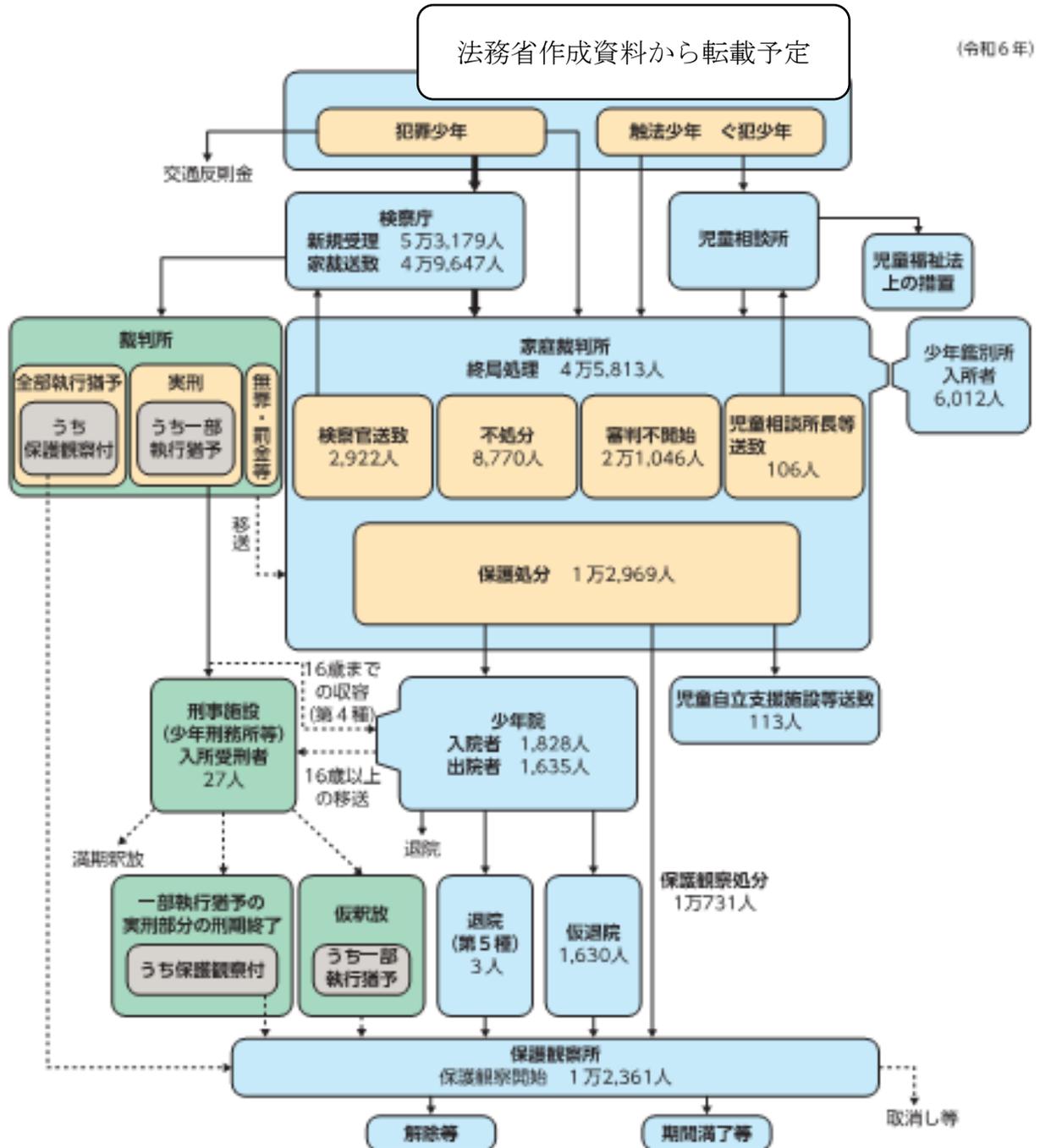
※ WG（ワーキンググループ）

資料2 犯罪者処遇の概要



- 注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
- 2 各人員は令和6年の人員であり、少年を含む。
- 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
- 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
- 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
- 6 「保釈開始」の人員は、仮釈放者、保釈観察付全部執行猶予者、保釈観察付一部執行猶予者及び婦人補導院仮遊院者に限り、事件単位の延べ人員である。
- 7 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。
- 8 「婦人補導院」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）により、令和6年4月1日、廃止された。

資料3 非行少年処遇の概要



- 注 1 検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報、少年矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。

リンク

再犯の防止等の推進に関する法律の概要

二次元
コード

再犯防止推進計画（国）

二次元
コード

用語解説

二次元
コード